

吹田市自治基本条例

目次

- 第一回 人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた をめざして
- # 吹田市自治基本条例
- 進めよう
みんなで吹田の
まちづくり!
-
- この条例は、平成19年(2007年)1月1日から施行されています。この条例は、市民、議会、行政の3者が力を合わせて市政を進めていくための基本となるルールなどを定めるものです。3者がこの条例の趣旨を尊重し、この条例に基づいて市政を進めることにより、より豊かで暮らしやすいまちを築いていきます。
- 編集・発行
吹田市自治人権部市民自治推進室
TEL 06(6384)2139(直通)
FAX 06(6368)7345
- 第一章 基則(第1条～第3条)
- 第二章 市民との基本理念(第4条～第6条)
- 第三章 市民及び市民活動の施行規則並に監視の責務(第7条～第9条)
- 第四章 市民の権利(第10条～第12条)
- 第五章 市民及び市民活動の施行規則並に監視の責務(第13条～第15条)
- 第六章 情報共用・情報公開(第16条～第18条)
- 第七章 市民の権利(第19条～第21条)
- 第八章 附則(第22条～第24条)
- 第九章 附則(第25条～第27条)
- 第十章 市民活動促進規則(第28条～第30条)
- 第十一章 国及び大都市等との他の自治体との連携及び協力(第31条～第33条)
- 第十二章 附則(第34条～第36条)
- 第十三章 附則(第37条～第39条)
- 第十四章 附則(第40条～第42条)
- 第十五章 附則(第43条～第45条)
- 第十六章 附則(第46条～第48条)
- 第十七章 附則(第49条～第51条)
- 第十八章 附則(第52条～第54条)
- 第十九章 附則(第55条～第57条)
- 第二十章 附則(第58条～第60条)
- 第二十一章 附則(第61条～第63条)
- 第二十二章 附則(第64条～第66条)
- 第二十三章 附則(第67条～第69条)
- 第二十四章 附則(第70条～第72条)
- 第二十五章 附則(第73条～第75条)
- 第二十六章 附則(第76条～第78条)
- 第二十七章 附則(第79条～第81条)
- 第二十八章 附則(第82条～第84条)
- 第二十九章 附則(第85条～第87条)
- 第三十章 附則(第88条～第90条)
- 第三十一章 附則(第91条～第93条)
- 第三十二章 附則(第94条～第96条)
- 第三十三章 附則(第97条～第99条)
- 第三十四章 附則(第100条～第102条)
- 第三十五章 附則(第103条～第105条)
- 第三十六章 附則(第106条～第108条)
- 第三十七章 附則(第109条～第111条)
- 第三十八章 附則(第112条～第114条)
- 第三十九章 附則(第115条～第117条)
- 第四十章 附則(第118条～第120条)
- 第四十一章 附則(第121条～第123条)
- 第四十二章 附則(第124条～第126条)
- 第四十三章 附則(第127条～第129条)
- 第四十四章 附則(第130条～第132条)
- 第四十五章 附則(第133条～第135条)
- 第四十六章 附則(第136条～第138条)
- 第四十七章 附則(第139条～第141条)
- 第四十八章 附則(第142条～第144条)
- 第四十九章 附則(第145条～第147条)
- 第五十章 附則(第148条～第150条)
- 第五十一章 附則(第151条～第153条)
- 第五十二章 附則(第154条～第156条)
- 第五十三章 附則(第157条～第159条)
- 第五十四章 附則(第160条～第162条)
- 第五十五章 附則(第163条～第165条)
- 第五十六章 附則(第166条～第168条)
- 第五十七章 附則(第169条～第171条)
- 第五十八章 附則(第172条～第174条)
- 第五十九章 附則(第175条～第177条)
- 第六十章 附則(第178条～第180条)
- 第六十一章 附則(第181条～第183条)
- 第六十二章 附則(第184条～第186条)
- 第六十三章 附則(第187条～第189条)
- 第六十四章 附則(第190条～第192条)
- 第六十五章 附則(第193条～第195条)
- 第六十六章 附則(第196条～第198条)
- 第六十七章 附則(第199条～第201条)
- 第六十八章 附則(第202条～第204条)
- 第六十九章 附則(第205条～第207条)
- 第七十章 附則(第208条～第210条)
- 第七十一章 附則(第211条～第213条)
- 第七十二章 附則(第214条～第216条)
- 第七十三章 附則(第217条～第219条)
- 第七十四章 附則(第220条～第222条)
- 第七十五章 附則(第223条～第225条)
- 第七十六章 附則(第226条～第228条)
- 第七十七章 附則(第229条～第231条)
- 第七十八章 附則(第232条～第234条)
- 第七十九章 附則(第235条～第237条)
- 第八十章 附則(第238条～第240条)
- 第八十一章 附則(第241条～第243条)
- 第八十二章 附則(第244条～第246条)
- 第八十三章 附則(第247条～第249条)
- 第八十四章 附則(第250条～第252条)
- 第八十五章 附則(第253条～第255条)
- 第八十六章 附則(第256条～第258条)
- 第八十七章 附則(第259条～第261条)
- 第八十八章 附則(第262条～第264条)
- 第八十九章 附則(第265条～第267条)
- 第九十章 附則(第268条～第270条)
- 第九十一章 附則(第271条～第273条)
- 第九十二章 附則(第274条～第276条)
- 第九十三章 附則(第277条～第279条)
- 第九十四章 附則(第280条～第282条)
- 第九十五章 附則(第283条～第285条)
- 第九十六章 附則(第286条～第288条)
- 第九十七章 附則(第289条～第291条)
- 第九十八章 附則(第292条～第294条)
- 第九十九章 附則(第295条～第297条)
- 第一百章 附則(第298条～第300条)

この広報紙は3,000部作成し、1部あたりの単価(配布料を含む)は315円です。

吹田市自治基本条例

では、こんなことを定めています

Q 自治基本条例って何?

A 自治基本条例は、本市の市民自治の基本を定める最高規範と位置付けられる条例で、市民、議会、行政の3者がいつしょに市政を進めていくための基本的なルールなどを定めるものです。

具体的には、市民自治を進めるに当たっての根本的な考え方や目標、るべき姿を定める市民自治の基本理念と情報共有、市民参画、協働の3つの原則からなる市民自治の運営原則、市民・議会・行政3者のそれぞれの市政を進めていく上で役割や責務、そして市民の市政への参画と協働の仕組みなどを定めています。

Q なぜ、自治基本条例が必要なの?

A 平成12年(2000年)にいわゆる地方分権法が施行され、国と自治体は上下・主従の関係から対等・協力の関係の下、自治体が市政を自主的かつ総合的に運営する役割を担うこととなり、市民の福祉の増進を図る上で自治体の果たすべき役割と責任が増大しました。

こうした地方分権の時代において、吹田市独自の市民自治のあり方や進め方を明確にし、市民、議会、行政の3者が力を合わせて、市政を進めていくことが大切となっています。

Q 市民=住民?

A 市民は、市内に住む人(住民)だけではなく、市内に通勤、通学する人、市内に事業所を置き様々な活動を行う個人や団体をいいます。

この条例は、市政をいつしょに進めていく人を市民として広く捉えているため、通勤・通学者、事業者も市民と定義しています。

Q 参画って参加と違うの?

A 参画は、市民が、政策等の立案、実施、評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。参加より主体的に市政に関与する意味合いが強い言葉として定義しています。

Q 協働とは?

A 市民と市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。

市民、議会・議員、市長・職員の役割と責務

市民、議会・議員、市長・職員が市政を進める上で果たすべき役割とそれに伴う責務を定めています。

議員、市長・職員はもとより、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、関わることにより、市民自治が確立されるものと考えます。

(第6条-第14条)

市民自治の基本理念 (第4条)

市民は、等しく尊重されること

市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと

市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること

コミュニティの尊重等

市民と市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティの役割を尊重すること、また、市がコミュニティの活動に対し支援することを定めています。

(第24条)

情報共有、市民参画、協働の推進

情報共有、市民参画、協働を実効あるものとするため、それぞれの制度の整備を進め、市民自治の確立をめざします。

例えば、市民参画では審議会などには原則として市民から公募により委員を選出すること、また、市民意見提出手続を条例化し、重要な条例や計画の策定に際し、市民の意見を聞くことを義務づけます。

(第15条-第23条)

市民自治の運営原則 (第5条)

情報共有の原則

市民と市は、市政に関する情報を共有すること

市民参画の原則

市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること

協働の原則

市民と市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること

行政運営の原則

市長、市長以外の執行機関、職員が特に意識して実践することが必要な行政運営の基本を定めています。

例えば、総合計画に基づいた市政運営を行うこと、財政計画を策定したり行政評価を行うこと、そして市民に対する説明責任、応答責任を果たすことなどを定めています。

(第25条-第29条)

国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

共通する課題を解決するため、市は、自立性を持って、国や他の自治体と連携し、協力することを定めています。

(第31条)

市民自治推進委員会

自治基本条例に基づき市民参画、協働が進められているか、また、どのように市民参画、協働を進めていくべきなどを市民委員等で構成される市民自治推進委員会で審議することを定めています。

(第30条)

